

学 則

1 開講の目的	高齢者・障害者・障害児の多様化するニーズに対応した介護サービスを提供するため、知識・技術を有する介護職員の養成を行う。
2 研修名称・課程	かくれんぼ介護職員養成講座（初任者研修 通信課程） XX開講コース
3 実施場所	実施場所 施設名：かくれんぼ介護職員養成教室 住 所：名古屋市北区金城町4丁目35番1号 電 話：052-938-7150 FAX：052-918-7451
4 研修期間	コースによって異なる
5 カリキュラム及び使用する教材	(1) カリキュラム：別紙「カリキュラム（様式3）」を参照 (2) 教 材：「介護職員初任者研修課程 テキスト」（全3巻） 日本医療企画
6 講師氏名及び職名	入校時に別紙「講師一覧」を提示
7 研修修了の認定方法及び免除科目	<p>(1) 修了認定</p> <p>講義・演習のそれぞれの所定時間すべてに出席する。</p> <p>ただし、通信形式で実施できる時間数については、添削課題を提出し、評価基準を満たすことで出席に代える。</p> <p>なお、上記の要件を満たしたうえで次の評価項目において評価基準を満たした者を修了とみなし、修了証明書を交付する。</p> <p>① 評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」 (介護に必要な基礎的知識の理解、生活支援技術の習得状況)</li> <li>・筆記試験による修了評価</li> </ul> <p>② 評価基準</p> <p>A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満と評価し、C以上で評価基準を満たしたものとして認定する。</p> <p>なお、認定基準を満たさない者については、必要に応じて補講等を行い再評価することとする。</p> <p>(2) 免除科目</p> <p>「愛知県介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱」別紙4により、以下の者について該当科目を免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者</li> <li>② 平成25年4月1日以降に「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号に掲げる研修の2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</li> </ul>

8 募集時期	コースにより異なる。
9 受講資格	介護サービスに従事することを希望するもの
10 受講定員	20名
11 受講手続	所定の申込用紙に必要事項を記入し、受講料と共に事務局に申込みを行なう。申込み順に定員になり次第締め切る。原則として申込み後の本校が認める理由以外による取り消しは認めない。なお、申込み後の返金は一切認めない。
12 授業料・実習費等	受講料：74,800円（税込、テキスト代込）
13 補講方法及び取扱等	<p>(1) 補講方法</p> <p>基本的に欠席は認めない。但し、やむを得ない事情があると認められたものについては、初任者研修時間数の概ね1割を上限として許可する。</p> <p>欠席した場合は、以下のいずれかの方法で補講を行う。</p> <p>① 同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別に対応する</p> <p>② 同時期に開講している同課程の別の研修で受講する</p> <p>③ 欠席した項目の時間数が、別紙6で定める通信形式で実施できる上限時間の範囲内であれば、レポートを提出することをもって出席とみなす。</p> <p>なお、上記の補講を受けることができるのは、修業年限の8ヶ月以内とする。</p> <p>(2) 補講費用</p> <p>① 1時間あたり 300円</p> <p>② 1時間あたり 300円</p> <p>③ 1回あたり 1,000円</p> <p>(3) 修了認定の再評価</p> <p>次の修了認定において、評価基準に満たなかったため再評価を希望する場合は、1回に限り再評価を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」</li> <li>● 筆記試験による修了評価</li> </ul> <p>(4) 再評価の受験料</p> <p>上記の再評価を希望する場合は、次の受講料を納めることで、申し込むことができる。</p> <p>① 3,000円</p> <p>② 2,000円</p>
14 研修の延期・中止、苦情等に対する対応	<p>(1) 研修の延期</p> <p>不慮の事態が発生した場合、事業者は研修を延期し別日程を設けることができる。</p> <p>(2) 研修の中止</p> <p>不慮の事態が発生した場合、事業者は研修を中止し解約する事ができる。運営再開の見通しが無い場合は、受講料を全額返金することとする。</p> <p>なお、受講申込者が10名以下の場合も同様とする。</p> <p>(3) 苦情受付</p> <p>苦情窓口を設け、その都度対応する。</p>

	<p>苦情窓口：特定非営利活動法人 かくれんぼ  名古屋市北区金城町四丁目35番地の1  電話 052-938-7150  FAX 052-918-7411  担当 加古 諭</p>
15 個人情報の取扱い	<p>受講者の個人情報に関しては連絡、受講業務などの為のみに使用する。外部に情報が流出しないように厳重に管理し、他に提供することはない。</p> <p>また、受講生が取り扱う体験先等の利用者等の個人情報についても、外部に情報が流出しないように守秘義務を徹底する。</p>
16 研修修了者の名簿の管理	<p>修了者名簿は当校で永年保管する。また、研修修了後、愛知県へも提出する。提出された名簿は愛知県で管理される。</p>
17 本人確認	<p>受講申込受付時又は初回の講義時において、次に掲げるいずれかの方法により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出</li> <li>・ マイナンバーカード等の提示</li> <li>・ 在留カード等の提示</li> <li>・ 健康保険証の提示</li> <li>・ 運転免許証の提示</li> <li>・ パスポートの提示</li> <li>・ 年金手帳の提示</li> <li>・ 国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示</li> </ul>
18 その他	<p>受講の取り消し</p> <p>(1) 退学 受講者が退学しようとするときは、退学届けを提出すること。</p> <p>(2) 退学処分 受講生で、下記に該当する者においては、これを退学させることが出来る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 素行不良で改善の見込みがないと認められる者</li> <li>② 正当な理由なくして出席が常でない者</li> <li>③ 講座運営の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者</li> </ul>